

## 荒川区町会連合会会議次第

### 1 会長あいさつ

### 2 区民課長あいさつ

### 3 議題

#### (1) 関係団体からの依頼事項

荒川区環境清掃推進連絡会の総会等について

(荒川区環境清掃推進連絡会) …………… 2ページ

令和7年度(第75回)社会を明るくする運動の実施について

(「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会) ……… 3～5ページ

#### (2) 区からの依頼事項

第44回あらかわの伝統技術展のポスター掲示について

(生涯学習課) …………… 6～7ページ

町会・自治会の夏季行事の調査について

(広報課) …………… 8～10ページ

「蚊の発生防止強化ポスター」掲示のお願い

(生活衛生課) …………… 11～12ページ

荒川区表彰規則による被表彰候補者の推薦について

(秘書課) …………… 13～24ページ

戸籍及び住民票への振り仮名記載について

(戸籍住民課) …………… 25～28ページ

帯状疱疹ワクチンのお知らせ

(健康推進課) …………… 29～30ページ

個人情報の取り扱いについて

(区民課) …………… 31～33ページ

#### (3) 東京都からのお知らせ

町会・自治会デジタル化推進助成について

町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成について

外国人住民向けポケットカードについて

(区民課) …………… 34～35ページ、別添資料

#### (4) 荒川区町会連合会運営事項

荒川区町会連合会役員の交代について

### 4 情報交換

### 5 次回 7月7日(月)午後2時 特別会議室

令和7年6月5日

町会連合会会長 各位

荒川区環境清掃推進連絡会事務局

### 荒川区環境清掃推進連絡会の総会等について

令和7年度における、荒川区環境清掃推進連絡会の予定等について、6月3日(火)に開催した「常任理事会」の採決に基づき、以下のとおりご案内します。

#### 1 総会について(開催日時と場所)

日時：令和7年7月3日(木)

受付開始 14時45分～

総会開始 15時00分～

感謝状贈呈式 15時30分頃～(総会終了次第)

会場：サンパール荒川3階 小ホール

各町会長、感謝状贈呈対象者について、郵送にてご案内します。

#### 2 会費について

本連絡会の活動費は、会費と区の補助金により運営されております。

令和7年度の会費について、上記の常任委員会の採決により、活動に要する経費を踏まえ、会費を集金したいと考えております。

6月の各地区町会連合会で、町会ごとの金額をお示しし、7月の各地区町会連合会でご持参をお願いいたします。

(机上配布の封筒を用いて、7月の持参をお願い申し上げます)

1世帯あたり9円程度

(事務局)環境清掃部清掃リサイクル推進課  
啓発指導係 栗村・上村 電話 5692-6697

7 荒社明第 6 号  
令和 7 年 6 月 5 日  
( 公印省略 )

各町会長・自治会長 殿

“ 社会を明るくする運動 ” 荒川区推進委員会  
委員長 滝口 学

## 令和 7 年度 ( 第 75 回 ) “ 社会を明るくする運動 ” の実施について

令和 7 年度 ( 第 75 回 ) “ 社会を明るくする運動 ” につきまして、下記のとおり実施いたしますのでご報告します。

### 1 運動の趣旨

“ 社会を明るくする運動 ” は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

なお、7 月は “ 社会を明るくする運動 ” の強調月間です。

### 2 運動の始まりとこれまでの経過

昭和 24 年、戦後の混乱の中、食べ物も住む所もない子どもたちの将来を心配した人たちが、保護された子どものためのサマースクール開設資金づくりを行いました。これをきっかけに、犯罪や非行を防止し、罪を犯してしまった人の立ち直りへの理解と協力を呼び掛ける運動が、全国的に実施されるようになりました。昭和 26 年には “ 社会を明るくする運動 ” と名前を変え、今日に至っています。

今は当時のように貧しい時代ではありませんが、いじめや不登校、非行などに走ってしまう子どもがいます。それは、地域でのかかわりが少なく、自分の居場所をみつけることができなくなっていることが、原因の一つと考えられています。

現在、区内では、「あらかわの心」推進運動への取り組みが進められています。これは、私たちのまち・荒川に息づく心を、次の世代に、また隣人から隣人へとつないでいこう、というものです。この取り組みと連携を図り、「ふれあいと対話が築く明るい社会」「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」をスローガンとする “ 社会を明るくする運動 ” を、広く区民の皆さんに理解していただくための活動が行われます。

### 3 活動の内容

#### (1) 街頭駅前宣伝活動

期日 7月1日(火)・・・区内5地区において実施

場所 区内の各駅、都電の停留所付近、商店街など

内容 ウェットティッシュ等を配布

#### (2) 街頭パレード・集会等(予定)

・南千住地区・・・12月7日(日)午前10時30分から

「社明パレード」南千住第二中学校にて開会式

コース：南千住第二中学校 第一中学校

・荒川地区・・・6月29日(日)午前9時から

「社明パレード」第三峡田小学校にて開会式

コース：第三峡田小(出発・到着ともに同じ)

・町屋地区・・・8月23日(土)午後2時から

「社明いきいきフェスタ」ムーブ町屋

・尾久地区・・・6月8日(日)午前10時から

「社明パレード」尾久小学校にて開会式

コース：尾久小学校 大門小学校

・日暮里地区・・・9月20日(土)午前9時から

「社明パレード」第二日暮里小学校体育館にて開会式

コース：第二日暮里小学校体育館(出発・到着ともに同じ)

各地区の活動の詳細については、各地区の区民事務所へお問い合わせください。

#### (3) あらかわ「社明」コンサート

日 時：7月5日(土) 午後2時30分 開演

主 催：荒川区保護司会

問合せ：荒川区保護司会サポートセンター(TEL 03-6458-3030)

“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会共催事業です。

このほかに、各地区の推進委員会や講演会、集会などが開催されます。

問合せ(事務局)

子ども家庭部児童青少年課青少年育成係

電話 03 - 3802 - 3111 内線 3833

7 荒社明第6号  
令和6年6月5日  
(公印省略)

各町会長・自治会長 殿

“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会  
委員長 滝口 学

### 防犯ポスターの掲示について(依頼)

日ごろから、“社会を明るくする運動”にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会では、7月の“社会を明るくする運動”強調月間に、同運動の主旨を周知するため、駅頭広報活動やミニ集会などの事業を予定しております。

また、これと同時に、子どもの安全について地域での関心を高めるために、「防犯ポスター」を作成しました。

つきましては、この「防犯ポスター」を町会掲示板に掲示していただきますよう、よろしく願いいたします。

### 記

- 1 送付枚数 各町会掲示板の数
- 2 掲示期間 令和7年7月1日(火)~7月31日(木)
- 3 問合せ先 子ども家庭部 児童青少年課 青少年育成係  
TEL 03-3802-3111 内線 3833 担当 竹村

7 荒地生第 4 2 5 号  
令和 7 年 6 月 5 日  
( 公 印 省 略 )

各町会長 様

地域文化スポーツ部生涯学習課長  
篠 原 啓 輔

町会掲示板へのポスター掲示について（依頼）

平素より、荒川区の文化財保護事業に御理解と御協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、この度「第 4 4 回あらかわの伝統技術展」を開催いたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、誠に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ポスターの内容 「第 4 4 回あらかわの伝統技術展」PR ポスター  
A 4 版（添付の通り）
- 2 希望掲示期間 令和 7 年 7 月 6 日（日）までで可能な期間

問合せ等 地域文化スポーツ部生涯学習課  
荒川区立 荒川ふるさと文化館  
担当 三枝・岩元  
電話：（ 3 8 0 7 ） 9 2 3 4

入場無料  
ADMISSION FREE

THE 44th ARAKAWA TRADITIONAL ARTS  
& HANDICRAFT FAIR

第  
44  
回

# あらかわの伝統技術展

未来へつなぐ あらかわの手仕事



午前10時～午後5時

2025年7月4日金・5日土・6日日

- 職人による伝統工芸技術等の展示・実演
- 伝統工芸品等が当たる福引 (5日土・6日日)
- 荒川の匠育成事業コーナー<若手職人の作品展示等>
- 伝統工芸品等の販売
- 職人よもやま話 <「伝統に生きる」上映会&トークイベント>(6日日)
- 荒川区伝統工芸技術保存会コーナー
- 能登半島地震復興応援チャリティー

※出演者・イベント内容は都合により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

会場

## 荒川総合スポーツセンター

東京都荒川区南千住6-45-5

- 主催 荒川区/荒川区教育委員会/荒川区伝統工芸技術保存会
- 協力 J・荒川マイスター倶楽部/荒川区華道茶道文化会/荒川区大太鼓連盟/荒川相撲甚句有志の会ほか
- 後援 東京都教育委員会
- 問合せ・申込み 荒川区立荒川ふるさと文化館

〒116-0003 東京都荒川区南千住6-63-1  
TEL03-3807-9234 FAX03-3803-7744



あらかわの伝統技術展  
公式ホームページ

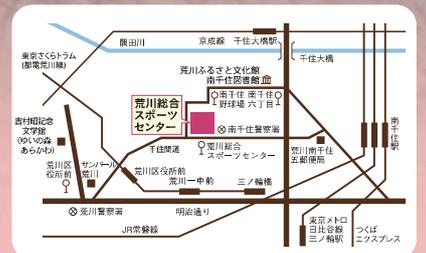


荒川区  
伝統工芸技術保存会  
Facebook



SDGsとは?

撮影場所：荒川区役所



### 交通案内

- JR常磐線・つくばエクスプレス南千住駅 徒歩10分
  - 東京メトロ(日比谷線)南千住駅/三ノ輪駅 徒歩10分
  - 東京さくらトラム(都電荒川線)荒川区役所前/荒川一中前 徒歩5分
  - 都バス 南千住六丁目/荒川区役所前 徒歩10分
  - コミュニティバスさくら 南千住野球場・荒川総合スポーツセンター 徒歩5分
- ※駐輪場・駐車場はスペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

7 荒区広第117号  
令和7年6月5日  
(公印省略)

各町会・自治会長 様

荒川区区政広報部  
広報課長 木下 兼吾

### 町会・自治会の夏季行事の調査について

日頃から荒川区の広報活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

この度、あらかわ区報7月21日号(予定)で、「地域の夏の催し」を紹介することとなりました。

これにつきまして、町会・自治会様の夏の催しを掲載させていただきたく存じますので、掲載を希望する町会・自治会様は、下記の調査にご回答をお願いいたします。

回答いただいた内容を基に区報に掲載します

#### 記

##### 1 調査の対象

町会・自治会で催される夏の催し(主催のみ。共催は除く)で、誰でも参加でき、原則として7月21日(祝)～8月31日(日)に行われるもの

例...盆踊り、花火大会、ミニ縁日など

町会・自治会の方のみが参加できるものは除きます(調査票を提出する必要はありません)

##### 2 調査の方法

別紙の調査票に記入いただき、6月20日(金)までに広報課または区民事務所へ持参、FAX等でお送りください

8月の催しなど期限までに日程が決まらないものは、決まり次第ご連絡ください

##### 3 お問い合わせ

荒川区広報課広報係 担当 尾澤・大和田

☎(3802)3258(直通) FAX(3802)0044

町会・自治会の夏季行事について

町会・自治会名 \_\_\_\_\_

連合町会名 \_\_\_\_\_

連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

電話番号

FAX番号

行事名	
日時	月 日( ) ~ 月 日( ) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
会場	*会場の住所も記入して下さい
内容	

\*日にちによって内容が違ふ場合には下記の欄にご記入下さい

日時	月 日( ) 時 分 ~ 時 分
内容	
日時	月 日( ) 時 分 ~ 時 分
内容	
日時	月 日( ) 時 分 ~ 時 分
内容	
備考	

町会・自治会の夏季行事について

町会・自治会名

町会

連合町会名

連合町会

連絡先

氏名 荒川 太郎

電話番号

FAX番号

行事名	盆踊り大会
日時	8月 3日(土) ~ 8月 4日(日) 午前・ <b>午後</b> 6時 30分 ~ 午前・ <b>午後</b> 9時 00分
会場	公園(荒川 - ) *会場の住所も記入して下さい
内容	

\*日にちによって内容が違う場合には下記の欄にご記入下さい

日時	8月 3日(土) 午後 6時30分~ 午後 7時00分
内容	模擬店
日時	8月 4日(日) 午後 8時00分~ 午後 8時30分
内容	金魚すくい大会
日時	月 日( ) 午後 時 分~ 午後 時 分
内容	
備考	

7 荒健衛第757号  
令和7年6月5日  
( 公 印 省 略 )

各町会長・自治会長 様

荒川区保健所 生活衛生課長  
田久保 英世

「蚊の発生防止強化ポスター」掲示のお願い

平素より、当区的环境衛生行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

区では蚊の発生する季節を迎え、デング熱やジカウィルス感染症等の蚊媒介感染症予防の啓発用ポスターを作成しました。

つきましては、各町会・自治会様において、掲示版でのポスター掲示についてご協力をお願い申し上げます。

記

1 ポスターの内容

( 掲示用 ) ポスター 「ここが蚊<sup>か</sup>くれ家<sup>が</sup>」

2 ポスターの掲示期間

令和7年6月～10月(可能な範囲でお願いします)

ポスターが破れたり、汚くなった場合、撤去していただいてもかまいません。

3 お問い合わせ先

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係

電話 3802 - 3111内線426

FAX 3806 - 2976

蚊の発生防止

# 蚊が くれ家

# ハムが



蚊は  
デング熱、ジカウイルス感染症を媒介します。

蚊が卵を産む「たまり水」をなくしましょう!!

保健所では蚊の発生を防ぐため、町会や自治会と協力して、雨水ます、区内の公園、児童遊園、防災広場等にボウフラ駆除剤の投入を行っています。



荒川区

編集：東京都 保健医療局  
承認番号：令和7年5月7保医健環第265号  
発行：荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係  
登録番号：令和7年4月(07)0009号



7 荒区秘第399号  
令和7年6月5日  
(公印省略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区長  
滝口 学

荒川区表彰規則による被表彰候補者の推薦について（依頼）

梅雨の候、貴台にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本区の運営に格別の御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本年度も荒川区表彰規則による各種功労者の表彰を執り行うこととなりました。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、下記により被表彰候補者の推薦方よろしくお願いいたします。なお、本件につきましては、御推薦いただいた方全員が表彰されるとは限りませんので、決定に至るまで「秘」扱いでお願いいたします。

記

- 1 推薦要領 別紙のとおり
- 2 推薦締切日 令和7年6月30日（月）
- 3 提出先 各区民事務所または荒川地域事務係
- 4 表彰予定日 令和7年11月21日（金）
- 5 表彰式会場 サンパール荒川  
（荒川区荒川1-1-1）

## 被表彰候補者推薦要領

### 1 被表彰候補者の推薦基準

被表彰候補者は、表彰を行う日において、満50歳以上の者（規則等で任期等に規定のあるもの及び善行については、この限りでない。）であって次の各号の区分に従い当該各号に掲げる推薦基準に該当するものである。

### 2 表彰区分

#### (1) 自治功勞

功績対象種別		在職年数
ア	区議会議員	8年以上
イ	区の行政委員会の委員又は行政委員	8年以上
ウ	区の附属機関又はこれに類する懇談会、協議会等の構成員	10年以上
エ	区の専門性を有する非常勤職員	10年以上
オ	国又は東京都の非常勤職員として地方自治の振興に貢献した者（行政相談委員・人権擁護委員等）	10年以上
カ	イ～エに定める在職年数に達しないが、イ～エの二以上の職を歴任し、それらの在職期間（イの職にあつては、その在職期間に125/100を、ウとエにあつては、100/100を乗じて得た期間とする。）の合計が10年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあつたものとする。	
キ	ア～カに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者	

#### (2) 地域自治功勞

功績対象種別			在職年数	
ア	町会・自治会など地域自治団体の役員	一般功勞者	会長	8年以上
			副会長	10年以上
			会計又は監査	13年以上
			部長	16年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間（別表第1に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。）の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあつたものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(3) 商工功労

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	商工業団体の役員 (商店街団体及び連合会・工業会団体 及び連合会・繊維関係団体・食料品 関係団体・飲食関係団体等)	一 般 功 労 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあつたものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(4) 街づくり功労

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	土木建設事業に関する団体の役員	一 般 功 労 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあつたものとする。			
ウ	再開発・街づくり事業を率先実施し、その完成により地域発展に寄与し、特に顕著な功績がある者			
エ	ア～ウに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

( 5 ) 消防・防犯功勞

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	防火・防犯事業に関する団体の役員 (消防団・防犯協会・防火協会・各安全協会等)	一 般 功勞者	会 長 (分団長)	10年以上
			副 会 長 (副分団長)	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

( 6 ) 税務功勞

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	納税に関する分野の団体の役員 (青色申告会・納税貯蓄組合連合会・ 税理士会・法人会・間税会等)	一 般 功勞者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(7) 社会福祉功労

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	国又は東京都の非常勤職員として地域福祉等に貢献した者 (保護司・民生委員・児童委員等)			10年以上
イ	民間における幼児保育施設及び社会福祉施設の長の職にある者 (私立保育園長等)			10年以上
ウ	社会福祉事業・社会福祉団体の役員 (心身障害者福祉団体・母子福祉団体・遺族会・高齢者団体・赤十字団体・共同募金協力会等)	一 般 功 労 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
エ	ウに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
オ	ア～エに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(8) 保健衛生功労

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	公衆衛生・環境衛生・保健医療事業団体の役員 (医師会・歯科医師会・薬剤師会・歯科技工士会・食品衛生協会・環境衛生協会・助産師会等)	一 般 功 労 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

## (9) 学校教育功労

功績対象種別		在職年数
ア	学校の校医として10年以上在職した者 (内科・歯科・耳鼻咽喉科・眼科・精神科・薬剤師)	
イ	私立学校の長として10年以上在籍した者	
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者	

## (10) 社会教育功労

功績対象種別		在職年数		
ア	青少年委員・スポーツ推進委員として10年以上在職した者			
イ	青少年団体・社会教育団体・体育団体・PTA団体等役員 (青年団体連合会・PTA・女性団体・体育協会・少年団体指導者連絡会・青少年育成地区委員会等)	一般功労者	会長	10年以上
			副会長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部長	20年以上
ウ	イに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
エ	ア～ウに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

## (11) 文化功労

功績対象種別		在職年数		
ア	文化財保護推進員として10年以上在職した者			
イ	芸術・文化・文化財保護・国際交流団体等の役員 (文化団体連盟・伝統工芸技術保存会・国際交流協会等)	一般功労者	会長	10年以上
			副会長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部長	20年以上
ウ	イに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
エ	ア～ウに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(12) 環境清掃功勞

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	環境保全及び清掃事業に関する団体の役員 (リサイクル関係団体・緑化推進団体・清掃協力会等の役員)	一 般 功 労 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(13) 善 行

功 績 対 象 種 別		在職年数
ア	人命救助・災害防止・防犯等において、区民の模範として推奨するにふさわしい行為のあった者	
	社会福祉・青少年健全育成・環境美化等において、区民の模範として推奨するにふさわしい善行を継続した者	10年以上
イ	アに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者	

(14) 指定無形文化財認定者

国において重要無形文化財の保持者として認定された者及び東京都又は区において指定無形文化財の保持者として認定された者
---

\* 別表第1 (地域自治功勞)

役 職 名	割 合
会 長	250 / 100
副 会 長	200 / 100
会計・監査	160 / 100
部 長	130 / 100

\* 別表第2 (地域自治功勞以外の功勞者)

役 職 名	割 合
会 長	200 / 100
副 会 長	160 / 100
会計・監査	130 / 100
部 長	100 / 100

### 3 在職等の期間の計算

在職等の期間の計算は、毎年9月1日現在を基準日とする。ただし、月数を計算する場合に、一月未満の端数があったときは、これを切り捨てる。

### 4 再表彰

(1)～(12)の表彰は、重ねて行うことができない。ただし、表彰から5年を経過した場合は、同一区分で同一の表彰理由のときを除き、表彰を行うことができる。

### 5 表彰の決定

区長は、表彰候補者として推薦があった者について荒川区表彰審査会にはかり、被表彰者を決定する。なお、推薦のあった者が次の各号の一に該当するときは、表彰することができない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者  
(刑の消滅した者を除く。)であるとき。
- (2) 住民税(現年度及び過年度分)を滞納しているとき。
- (3) その他、被表彰者として不適当と認められるとき。

### 6 表彰の方法

区長から表彰状及び記念品を授与し、その氏名及び事績を公表する。

### 7 提出書類

- (1) 第1号～第14号該当者(第13号を除く。)

推薦書 (第1号様式)

履歴事績調書 (第2号様式)

団体の主な行事一覧表(第3号様式)

その他表彰審査上参考となる資料

- (2) 善行該当者

推薦書 (第1号様式)

善行者推薦調書 (第4号様式)

その他表彰審査上参考となる資料

- \* 書類は、表彰候補者1名に対し、各1通提出願います。なお、表彰候補者が複数の場合は、「推薦順位」を必ず記入してください

令和7年 月 日

荒川区長 殿

推薦団体名

推薦団体の所在地

代表者氏名印

(電話番号)

被表彰候補者の推薦について

令和7年 月 日付け7荒区秘第399号による被表彰候補者に

ついては、別紙のとおり推薦いたします。

関 歴 事 績 調 書

表彰区分	推薦順位

--

現住所	電話 (      )				
ふりがな				番 号	
氏 名					
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	満 歳 (令和7年11月21日現在)
職 名	在 職 期 間		在職年月数	重複を除く月数	換算年月数(計)
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
功 績 概 要					

注 太線の枠内は書かないでください。  
 記載は年月順にしてください。  
 在職期間は、資格審査に必要なので、正確に記入してください。  
 功績の概要は、具体的に記入してください。  
 氏名のふりがなは、表彰式で氏名を読み上げる際に必要なので、正確に記入してください。

ご記載いただいた個人情報は、本人の同意なしに利用目的以外では使用しません。

## 団体の主な行事一覧表

年 月 日	実 施 行 事 の 内 容
備 考	

注 期間は、令和7年4月1日以降の主な行事について具体的に記入してください。  
必ず団体の会則又は規約等を添付してください。



## 善行者推薦調書

住 所		電 話	(      )
ふりがな		番 号	
氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成      年      月      日	満	歳(令和7年11月21日現在)
善 行 内 容			
善行の種別			
動 機			
行 為	期 間	年      月      日から      年      月      日まで	
	場 所		
	ど ん な こ と を  詳 細 に		
そ の 他	家庭の状況 最近の行動		

注      善行の種別には、社会奉仕、環境美化、慰問激励、生活改善、青少年健全育成、交通整理、隣人愛等を記入してください。

既に、国、都あるいは団体から褒章又は表彰を受けたことのある場合は、その他の欄にその名称、年月日、褒章又は表彰の種別、その他参考となる事項を記入してください。

ご記載いただいた個人情報は、本人の同意なしに利用目的以外では使用しません。

7 荒区戸第 9 7 6 号  
令和 7 年 6 月 5 日  
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

区民生活部戸籍住民課長 小堀 純

### 戸籍及び住民票への振り仮名記載について（お知らせ）

日頃から、荒川区の戸籍・住民記録行政にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 5 月 2 6 日に改正法が施行され、戸籍及び住民票の記載事項に「氏名の振り仮名」並びに住民票の記載事項に「旧氏の振り仮名」が追加されます。

つきましては、必要に応じて、下記のとおり手続きが必要になります。区でも区報（5 月 2 1 日号）区営掲示板（5 月 2 5 日～6 月 5 日、7 月 2 5 日～8 月 4 日）合同民協（6 月 2 6 日）等で周知を行いますが、町会長の皆様にも町会の皆様から本件についての相談がありましたら、下記の問い合わせ先をご案内くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 振り仮名追加について

これまで、戸籍や住民票には、「氏名」等の記載はされておりましたが、「振り仮名」は記載されておませんでした。今回の法改正により、「振り仮名」が公証されると、戸籍や住民票に「振り仮名」が記載されることとなります。

#### 2 振り仮名が記載されるまでの流れについて

(1) 本籍地の自治体から（住所地ではありません）、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が郵送で通知されます。通知が届いたら必ず内容を確認してください。荒川区に本籍地がある方への通知の送付は 7 月中旬から下旬を予定しています。

(2) 通知の振り仮名に誤りがあれば、令和 8 年 5 月 2 5 日までに届出をしてください。届出後、戸籍や住民票に振り仮名が記載されます。

(3) 誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますのでご安心ください。

ただし、届出をしない方の戸籍や住民票への振り仮名の記載は、令和 8 年 5 月 2 6 日以降、順次行います。それ以前に戸籍や住民票に振り仮名の記載が必要な場合は、誤りがなくても届出が必要です。

(4) 届出は、窓口 郵送 マイナポータルの 3 つの方法で可能です。 や で必要となる様式は、荒川区ホームページからダウンロードできます。また、区民事務所でも配布しております。

また、ご不明点にお答えするため、コールセンターもごさいますのでご利用ください。  
 区のコールセンターにご連絡いただければ、様式をご自宅に郵送することも可能です。

### 3 「旧氏の振り仮名」について

住民票に旧氏を記載している方には、戸籍の振り仮名とは別に、住民票に記載される予定の旧氏の振り仮名が郵送で通知されます。対象となる区民への通知の送付は6月下旬を予定しています。誤りがあれば、令和8年5月25日までに届出をしてください。

届出は、郵送 窓口の2つの方法で可能です。届出に必要な様式と返信用封筒が通知書に同封されていますので、郵送で届出される場合には、必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しを添付のうえご返送ください。窓口で届出される場合には、本人確認書類をご持参ください。なお、通知に記載された振り仮名が誤っている場合はその振り仮名を使用していたことがわかる資料（パスポートや銀行通帳の写し等）も添付してください。

### 4 問い合わせ先等

#### (1) コールセンター

制度に関するお問い合わせ（旧氏を除く）：0570-05-0310（法務省コールセンター）  
 通知や届出に関するお問い合わせ：0120-743-009（荒川区コールセンター）

#### (2) 届出窓口

荒川区役所 1階戸籍住民課振り仮名特設窓口  
 区民事務所では受付できませんのでご注意ください

#### (3) ホームページ

【法務省ホームページ】	【荒川区ホームページ】	
制度に関すること（旧氏を除く）	戸籍の届出に関すること	旧氏の届出に関すること
	トップページ > 届出・登録・証明 > 戸籍・住民票 > 戸籍に関する手続き > 戸籍に氏名のフリガナが記載されます 	トップページ > 届出・登録・証明 > 戸籍・住民票 > 住民票 住民票に旧氏の振り仮名が記載されます 

詐欺等にご注意を！

この届出には手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則や罰金はありません。詐欺等にご注意ください。（区でも生活安全課と連携し、周知を行ってまいります）

【担当】区民生活部戸籍住民課 管理証明係 大條  
 03 - 3802 - 3111（内2380）

令和7年5月26日から

## 戸籍・住民票に振り仮名が記載されます

本籍地の区市町村長から戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されるから、**必ず確認してね!**



### 本籍地の区市町村による通知

本籍地の自治体から(住所地ではありません)、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が郵送で通知されます。通知が届いたら必ず内容を確認してください。荒川区に本籍地がある方への通知の送付は7月中旬から下旬を予定しています。



通知の振り仮名が誤っていたら届出をしてね!  
**オンラインでの届出が便利だよ**

### 氏名の振り仮名の届出

通知の振り仮名に誤りがあれば、令和8年5月25日までに届出をしてください。届出後、戸籍や住民票に振り仮名が記載されます。届出は、窓口 郵送 マイナポータルの3つの方法で可能です。

通知の予定の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから**大丈夫!**



### 振り仮名の記載

誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますのでご安心ください。

ただし、届出をしない方の戸籍や住民票への振り仮名の記載は、令和8年5月26日以降、順次行います。それ以前に戸籍や住民票に振り仮名の記載が必要な場合は、誤りがなくても届出が必要です。

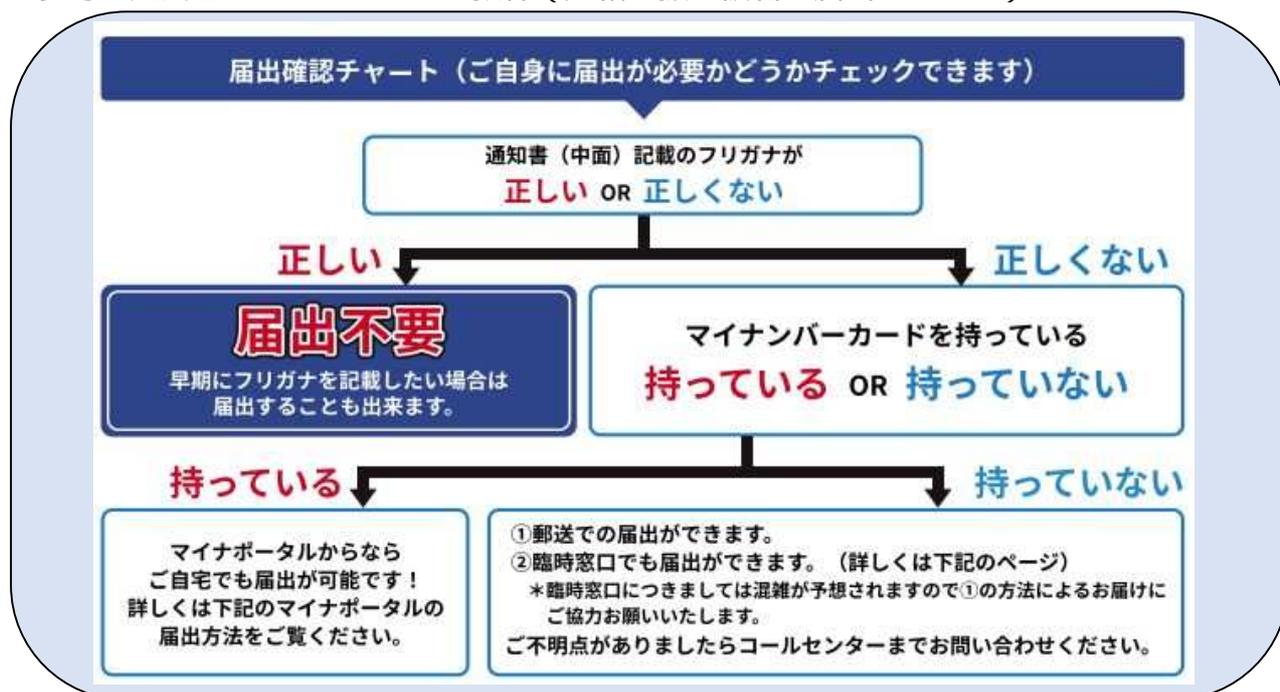
## 旧氏を記載している方にも住民票に振り仮名が記載されます

住民票に旧氏を記載している方には、戸籍の振り仮名とは別に、住民票に記載される予定の旧氏の振り仮名が郵送で通知されます。対象となる区民への通知の送付は6月下旬を予定しています。誤りがあれば、令和8年5月25日までに届出をしてください。

届出は、郵送 窓口の2つの方法で可能です。届出に必要な様式と返信用封筒が通知書と同封されていますので、郵送で届出される場合には、必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しを添付のうえご返送ください。窓口で届出される場合には、本人確認書類をご持参ください。

なお、通知に記載された振り仮名が誤っている場合はその振り仮名を使用していたことがわかる資料(パスポートや銀行通帳の写し等)も添付してください。

参考 荒川区ホームページより抜粋（戸籍の振り仮名の届出チャート）



## 詐欺等にご注意を！

この届出には手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則や罰金はありません。

### 問い合わせ先等

#### （１）コールセンター

制度に関するお問い合わせ（旧氏を除く）：0570-05-0310（法務省コールセンター）

通知や届出に関するお問い合わせ：0120-743-009（荒川区コールセンター）

#### （２）届出窓口

荒川区役所 1階 戸籍住民課 振り仮名特設窓口

区民事務所では受付できませんのでご注意ください

#### （３）ホームページ

##### 【法務省ホームページ】

制度に関すること（旧氏を除く）



##### 【荒川区ホームページ】

戸籍の届出に関すること  
トップページ > 届出・登録・証明  
> 戸籍・住民票 > 戸籍に関する手続き  
> 戸籍に氏名のフリガナが記載されます



旧氏の届出に関すること  
トップページ > 届出・登録・証明  
> 戸籍・住民票 > 住民票 住民票  
に旧氏の振り仮名が記載されます



7 荒健健第 1011 号  
令和 7 年 6 月 5 日  
( 公 印 省 略 )

各町会長・自治会長 様

荒川区健康部健康推進課長

予防接種事業に係るチラシの回覧について（依頼）

日頃から、荒川区の保健・衛生行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、带状疱疹ワクチン接種事業については、今年度から定期接種となり、65 歳以上の 5 歳年齢の方を対象として実施しておりますが、定期接種対象外の 50 歳以上の方を対象とした任意接種助成は、令和 7 年度をもって終了予定です。

つきましては、6 月下旬以降に送付する定期接種の方への接種予診票送付に合わせて、带状疱疹ワクチンの接種事業に関するチラシを作成しましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおりチラシの回覧をお願いいたたく存じます。

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 依頼事項 回覧板によるチラシの周知
- 2 内 容 带状疱疹ワクチン接種事業のお知らせ  
「50 歳以上の方の带状疱疹ワクチン接種費用を助成します」
- 3 問い合わせ先  
荒川区健康部健康推進課予防接種係  
荒川区荒川 2-11-1 がん予防・健康づくりセンター 2 階  
担当 森 杉澤  
電話 03-3802-3574

# 50歳以上の方の 带状疱疹ワクチン接種費用を助成します

令和7年4月、带状疱疹ワクチンは対象年齢を特定した定期接種に移行しました。  
定期接種の対象者は年度によって異なるため接種の機会を逃さないように注意してください。  
なお、荒川区は令和7年度に限り、50歳以上の方を対象に接種費用助成を実施します。

令和8年(2026年)3月31日時点で...

65、70、75、80、85、90、95、  
100歳以上に該当する方



左記以外の50歳以上の方

## 定期接種

### 【接種方法】

6月中旬以降に接種予診票が区から送付されます。  
接種予診票は、23区内の協力医療機関にて使用  
できます。

対象期間外(令和8年4月以降)の接種は全額  
自己負担となります。ご注意ください。



## 任意接種(令和7年度限定)

### 【接種方法】

接種をご希望の方は、電子申請またはお電話で  
接種予診票の発行をお申込みください。接種予  
診票は、荒川区協力医療機関で使用できます

任意接種助成での接種を受けた場合、次年度  
以降の定期接種での助成を受けることができま  
せん。



	生ワクチン	不活化ワクチン
自己負担額	4,000円	11,000円/回
接種回数と間隔	1回	2回(原則、2か月以上～6か月以内)
接種条件	病気や治療により免疫が低下し ている方は接種不可	免疫の状況に関わらず接種可能
予防効果	接種5年時点で4割程度	接種10年時点で8～9割程度

いずれかのワクチンを接種するか主治医にご相談のうえ接種をしてください

接種期限は令和8年(2026年)3月31日です。

一部の対象者や詳細についてはHPでご確認ください。

荒川区保健所 健康推進課 予防接種係  
03-3802-3574(直通)



荒川区はすべての人々の  
健康な生活を確保し、福祉を促進します。



令和7年6月5日

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会

会長 戸叶 修

### 個人情報の取扱いについて（お願い）

日頃より町会活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

平成29年5月の個人情報保護法の改正により、**町会・自治会においても、個人情報保護法の適用を受けることとなっております。**

つきましては、貴町会・自治会においても、個人情報の適法かつ適正な取り扱いについてご配慮いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

### 記

#### 1 個人情報保護法とは

##### (1) 成立から改正の流れ

平成17年4月に制定され、平成29年5月と令和4年4月に改正されています。

##### (2) 個人情報保護法の目的

個人の権利と利益を保護することを目的としており、取得した個人情報を「**何に使うか、利用の目的を明確にし、適正に管理する**」ことを定めています。

##### (3) 町会・自治会への影響

平成17年制定時は、「5,000人以上の個人情報を有する民間事業者」が対象となっていました。平成29年の改正で、個人情報を取り扱うすべての事業者（町会・自治会も含む）も対象となりました。

#### 2 個人情報とは

##### (1) 氏名、生年月日、住所、家族構成、職業、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

##### (2) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの、も含まれます。

例えば、生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。

### 3 町会・自治会における個人情報の取扱いについて

#### (1) 個人情報を収集する際は、その利用目的と利用範囲を明確に明示しましょう。

町会名簿の作成などのために個人情報を収集する際は、利用目的と範囲を特定し、本人に対して明示しましょう。

本人から書面で個人情報を取得する場合は、本人に対して利用目的を明示しましょう。たとえば、記入用紙に「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に配布するため」と記載することで、利用目的と利用範囲を特定し、この範疇のなかで書面により個人情報を収集すること、を会員本人に対して示すことにつながります。

町会・自治会活動に必要な範囲を超えて個人情報を集めたり、集めた個人情報を目的外に使用したりすることは、やめましょう。

#### (2) 個人情報の漏えいを防ぐため、適切な措置を講じましょう。

個人情報を含む書類や電子データは、盗難や紛失、第三者に容易に見られたりすることのないように適正に管理し、不要となった場合はシュレッダーで裁断するなどの方法で廃棄しましょう。

町会・自治会内でも、個人情報の盗難や紛失、転売の禁止などについて、情報共有をお願い致します。

#### (3) 第三者に個人情報を提供する場合も、あらかじめ本人の同意を得ましょう。

町会・自治会が収集した個人情報を第三者に提供する場合にも、本人の同意が必要です。

たとえば、「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えただけで任意に個人情報を提供してもらえれば、本人からの同意を得たこととなります。

一方で、商店街組合から「住民にクーポン券を配布したいので、住所を教えて欲しい」との問合せに対して、商店街組合に収集した住民の住所を教えることは、このことに対して住民に同意を得ていない場合、やってはいけない行為です。

なお、法令に基づく場合や、警察からの照会や災害発生時の安否確認など、人の命や財産を守る場合は、同意を得なくても個人情報を提供することができます。

### 4 そのほか注意点など

#### (1) 個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いを定める法律であり、個人情報の収集や提供を禁止するものではありません。

#### (2) 新入生や成人になられる方、長寿慶祝のお祝いを渡すために、回覧板に名簿を載せて該当者に記載してもらおう手法について、不快に思う方もいらっしゃいます。該当者は役員に連絡するなど、回覧板以外でも回答できる方法をあわせて記載する、回覧板を用いずに別の方法で回答をもらうなど、ご配慮をお願い致します。

( 参考 )

町会会長

令和〇年度「敬老祝い品」お申し込みのお願い

皆様には、平素より町会の活動にご理解、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、当町会では、9月の敬老のお祝いに町会行事の一環として、御歳を重ねていく節目に、感謝の気持ちを込めて、心ばかりのご長寿のお祝い品を贈呈させていただきます。

つきましては、下記の誕生日(1月1日から12月31日)にお生まれの方および、

歳以上の方におかれましては、下欄の「敬老祝い品」申込書にご記入のうえ、封筒に入れて、

各班長さんまでお申し込みください。

昭和 年(19 年)以前生まれの方 (今年90歳以上のみなさま)	【米寿】昭和 年(19 年)生まれの方
【白寿】大正 年(19 年)生まれの方	【喜寿】昭和 年(19 年)生まれの方

\_\_\_\_月 日( )までにお申し込みをお願いいたします。  
ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



以上

✂切り取り線

「敬老祝い品」申込書

申込日：令和 年 月 日

「敬老祝い品」を申し込みます。

ふりがな	
お名前	( 参考 )
生年月日	
ご住所	

いただいた情報は、【敬老祝い品の配付】以外には使用しません。

# 電子回覧板やQRコード決済の導入を通じ 町会・自治会運営の活性化や効率化を 応援します！

東京都は、デジタル技術を活用して情報の伝達や共有を行うことができる電子回覧板やQRコード決済を用いた町会費の徴収を支援します。  
ぜひ、ご活用ください。

## 電子回覧板



### 【対象経費】

- 電子回覧板の利用に伴う
- ①初期（設定）費用
  - ②システム利用料

## QRコード決済



### 【対象経費】

- 町会費の徴収にQRコード決済を利用するのに必要な
- ①初期（設定）費用
  - ②サービス利用料
  - ③決済手数料

### 対 象

都内に所在する単一町会・自治会

### 助成率

助成対象経費の10/10

※最長12か月とし、申請があった年度の4月1日から3月31日まで

### その他

- ✓電子回覧板は、情報共有や一斉の情報発信が可能なアプリケーションが対象となります。
- ✓QRコード決済の導入は、町会費の徴収に伴う決済に限られます。イベント等での物品販売やサービス提供に伴う金銭や募金における金銭の授受等は対象となりません。

### 募集 スケジュール

	申請受付期間	交付決定 予定	事業実施期間
第1回	令和7年7月14日（月） ～7月25日（金）	9月上旬	令和7年4月1日（火） ～令和8年3月31日（火）
第2回	令和7年8月18日（月） ～8月29日（金）	10月上旬	

### お問合せ

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課  
☎ 03-5388-3166  
✉ [S1161202@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1161202@section.metro.tokyo.jp)

詳細はこちら



# 防災備蓄倉庫を整備し、 災害時に共助の力を！

～防災備蓄倉庫を設置・修繕する町会・自治会を支援します～

東京都は、地域における備蓄環境の整備を後押しし、災害時に共助の力を発揮できるように、町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入・設置及び修繕に係る費用を支援します。ぜひ、ご活用ください。

## 設置



### 【対象経費】

- ✓ 運搬・設置・工事・撤去に係る費用
- ✓ 建築確認に係る費用
- ✓ 付属する備品（鍵、棚、名入れなど）の購入・設置等に係る費用

## 修繕



### 【対象経費】

- ✓ 防災備蓄倉庫の修繕に係る費用
- ✓ （新たに棚を設置するなど）倉庫の備蓄機能の強化に係る費用

### 対 象

都内に所在する単一町会・自治会 200町会・自治会

### 助成額

上限70万円まで、助成対象経費の10/10

※他の制度による補助等の対象となる、又は対象となっている経費がある場合、助成金の総額は助成対象経費及び70万円を超えることはできません。

### その他

- ✓ 本助成は資機材の格納を対象としており、それ以外の備蓄は対象外です。
- ✓ 申請に当たり、設置場所の確保と許可を得ることを事前にお願ひします。設置調整に関するご相談は受けかねますので、ご了承ください。

### 募集スケジュール

	申請受付期間	申請書類原本の提出期限	交付決定予定	事業実施期間 (設置・修繕完了日)
第1回	令和7年7月7日(月) ～7月31日(木)	8月15日(金)	9月上旬	交付決定日以降～ 令和8年1月30日(金)
第2回	8月1日(金) ～8月29日(金)	9月12日(金)	10月上旬	
第3回	9月1日(月) ～9月30日(火)	10月15日(水)	11月上旬	
第4回	10月1日(水) ～10月31日(金)	11月14日(金)	12月上旬	

### お問合せ

東京都生活文化局  
都民生活部  
地域活動推進課

☎ 03-5388-3166



[S1161202@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1161202@section.metro.tokyo.jp)

詳細はこちら

